

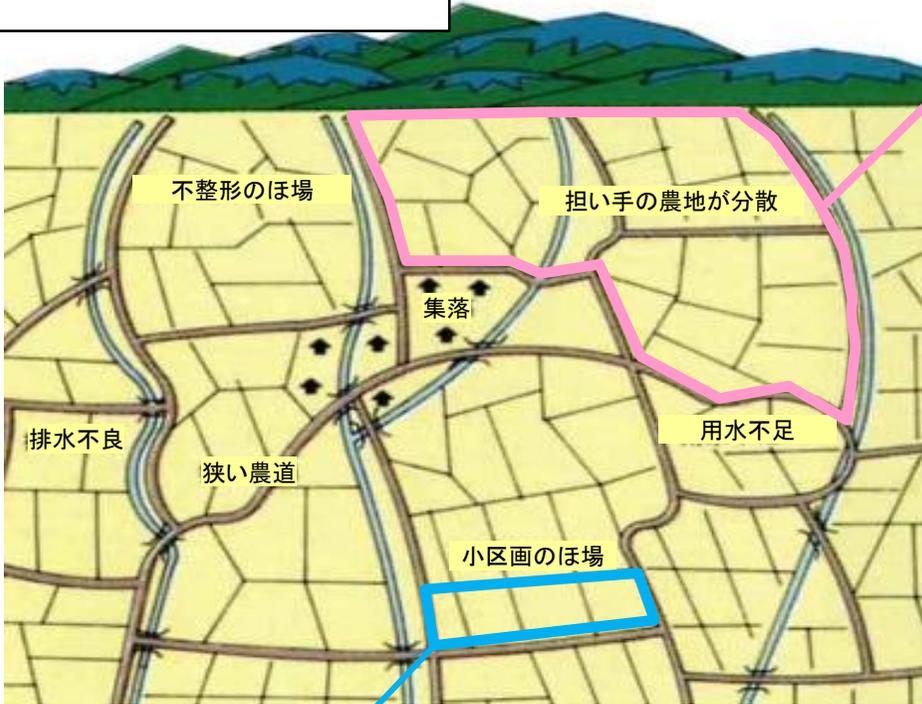
農地整備に活用可能な補助事業

MAFF
農林水産省



令和6年4月 農村振興局

支援イメージ



地域全体の一体的な農地整備

【支援事業：①、②、③】

不整形なほ場の区画整理、小区画のほ場の区画拡大、狭い農道の拡幅、用水不足解消のための農業用水路整備、排水路の管路化、農用地造成などの工事に併せ、換地等により土地利用を秩序化するなど、地域全体の一体的な農地整備を行いたい。



大規模な整地工



農道の整備



水路の管路化



事業実施前



事業実施後

簡易な基盤整備

【支援事業：⑤、⑥、⑦】

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の施工による排水改良など簡易な基盤整備を行いたい。



畦畔除去



暗渠排水

スマート農業の導入

【支援事業：⑥、⑦】

自走操舵システムなどを活用したスマート農業を進めるため、GNSS基地局農整備や必要な基盤整備を行いたい。



GNSS基地局の整備



自動操舵システムの導入

高収益作物の導入

【支援事業：③、⑥、⑦】

水田の汎用化を進め、高収益作物の導入による儲かる農業を実現したい。



ビニルハウスの設置



汎用田でのネギ栽培

生産施設を一体的に整備

【支援事業：④】

生産・販売施設等の整備と農地整備を一体的に行いたい。



農道の整備



農業用排水施設の整備



中山間の総合の整備



販売促進施設の整備

農地整備に活用可能な補助事業の概要表

【備考】①、③、④の事業については、実施計画、換地計画、農村環境計画の策定のための調査・調整等を「実施計画等策定事業」により支援

補助事業名	事業内容	事業主体	補助率	主な実施要件
①農業競争力強化農地整備事業[公共]	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備	都道府県	50% 等	・受益面積20ha（中山間10ha）以上等
②農地中間管理機構関連農地整備事業[公共]	【一般型】 中間管理機構が借り入れている農地における、農業者の申請・費用負担によらない、区画整理等の農業生産基盤整備【省力化整備型】 中山間地域等人口減少が著しい地域において、草刈りや泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関する省力化を行う整備	都道府県	62.5%※等 （※補助+推進費）	・受益面積10ha（中山間5ha）以上 ・15年以上の中間管理権の設定 ・収益性等を20%以上向上等
③畑地帯総合整備事業[公共]	畑地のかんがい施設整備や区画整理など畑地・樹園地の高機能化のための総合的な基盤整備	都道府県	50% 等	・受益面積20ha（中山間10ha、樹園地5ha）以上等 ※水田地帯で高収益作物を導入した営農体系へ転換を図る場合は受益面積5ha
④中山間地域農業農村総合整備事業[公共]	中山間地域の農地、農業水利施設、農道等の生産基盤の総合的な整備とともに生産・販売施設等を一体的に整備	都道府県、市町村 等	55% 等	・農業生産基盤整備2工種以上 ・受益面積10ha以上 ・5法指定地域又は指定棚田地域
⑤農業基盤整備促進事業[公共]	畦畔除去や暗渠排水の施工など、地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・受益面積5ha以上 ・農業者2者以上 ・総事業費200万円以上 等
⑥農地耕作条件改善事業[非公共]	畦畔除去や暗渠排水の施工など、地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備	都道府県、市町村、農地中間管理機構、土地改良区 等	50% 定額（事業費の1/2相当） 等	・農業者2者以上 ・総事業費200万円以上 ・農地中間管理機構との連携を図ること 等
	【高収益作物転換への支援】 高収益作物導入支援（技術研修、1年目の営農に必要な経費など）、高付加価値農業施設支援 等 ※1/4の農地で高収益作物への転換を図ること等の要件有			
	【スマート農業の導入への支援】 GNSS基地局の整備、スマート農業導入支援（自動操舵システム導入、先進的省力化技術の実装） 等			
	【「田んぼダム」の取組への支援】 「田んぼダム」の実施に向けた調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備 等			
⑦畑作等促進整備事業[非公共]	【病害虫対策への支援】 病害虫の発生予防・蔓延防止を図るための土層改良、排水対策 等	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 定額（事業費の1/2相当） 等	・農業者2者以上 ・総事業費200万円以上 ・実施後は水稻以外の作物が作付けされること
	畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良など、畑作物・園芸作物の生産性向上のためのきめ細かな基盤整備 （⑥の高収益作物転換・スマート農業導入、病害虫対策への支援も実施可能）			

※上記のほか、農山漁村地域整備交付金において、①、⑤と同様の事業が実施可能

■ 主な事業の標準的な負担割合 (ガイドライン)

都道府県営	国	都道府県	市町村	農業者
①農業競争力強化農地整備事業	50% (55%)	27.5% (27.5%)	10% (10%)	12.5% (7.5%)
②農地中間管理機構関連農地整備事業	62.5% (62.5%)	27.5% (27.5%)	10% (10%)	0% (0%)
③畑地帯総合整備事業	50% (55%)	27.5% (27.5%)	10% (10%)	12.5% (7.5%)
④中山間地域農業農村総合整備事業	55%	32%	11%	2%

市町村営	国	都道府県	市町村	農業者
⑤農業基盤整備促進事業 ⑥農地耕作条件改善事業 ⑦畑作等促進整備事業	50% (55%)	14% (14%)	21% (21%)	15% (10%)
④中山間地域農業農村総合整備事業	55%	17%	23%	5%

土地改良区等営	国	都道府県	市町村	農業者
⑤農業基盤整備促進事業 ⑥農地耕作条件改善事業 ⑦畑作等促進整備事業	50% (55%)	14% (14%)	13% (13%)	23% (18%)

- ※ 1 北海道、沖縄県、奄美、離島については、別の負担割合を設定
- ※ 2 ()書きは中山間地域等
- ※ 3 上記はガイドラインの値であり、実際の負担割合は都道府県又は市町村にお問い合わせください。

■ 地方負担に対する主な地方財政措置

本パンフレットに記載の農地整備事業 (農用地造成、単独暗渠排水を除く)	起債充当率 90%	交付税措置率 20%
--	--------------	---------------

(お問い合わせ先)

- 北海道 農政部 農村設計課 (011-204-5398)
- 東北農政局 設計課 事業調整室 (022-221-6277)
- 関東農政局 設計課 事業調整室 (048-740-0541)
- 北陸農政局 設計課 事業調整室 (076-232-4722)
- 東海農政局 設計課 事業調整室 (052-223-4634)
- 近畿農政局 設計課 事業調整室 (075-414-9513)
- 中国四国農政局 設計課 事業調整室 (086-224-9419)
- 九州農政局 設計課 事業調整室 (096-300-6403)
- 沖縄総合事務局 農村振興課 (098-866-1652)

■ 農家の負担軽減に活用可能な支援

①農業競争力農地整備事業

○農地集積した場合の促進費

中心経営体への農地の集積・集約割合に応じた促進費を交付 (国費負担50%等)

農地集積率	助成割合 (基本)	集約化した場合※
85%以上	8.5%	12.5%
75~85%	7.5%	10.5%
65~75%	6.5%	8.5%
55~65%	5.5%	6.5%

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化 (面的集積) する場合

③畑地帯総合整備事業

○農地集積した場合の促進費 (「①農業競争力強化農地整備事業」と同じ)

○水田を樹園地化した場合の促進費

中心経営体へ農地を集積し、水田を樹園地化した場合、促進費を交付 (国費負担50%等)

農地集積率	助成割合 (基本)	受益面積の6%を 樹園地化した場合	受益面積の10%を 樹園地化した場合
85%以上	8.5%	10.5%	12.5%
75~85%	7.5%	9.5%	11.5%
65~75%	6.5%	8.5%	10.5%
55~65%	5.5%	7.5%	9.5%

○産地形成支援事業※1

水稻から畑作物・園芸作物へ一定程度転換する場合、農家負担相当額※2を交付 (全額国費)

事業メニュー	要件	助成割合
高収益作物転換型	地区の5割以上で高収益作物を作付け、かつ、実施前後で作付面積が10%ポイント以上増加	10%
畑作物等転換型	地区の全体で畑作物・園芸作物を作付け	10%

- ※ 1 受益地内の全ての農地が水活交付金の交付対象水田から除外
- ※ 2 活用する場合、農家負担を10%以下とするガイドラインを適用

⑥農地耕作条件改善事業

○農地整備・集約推進費

取り残された未整備農地で15年以上の農地中間管理権等の設定、担い手100%集積すること等を要件に、農家負担相当額 (最大12.5%*) を交付 (全額国費)

○高収益作物導入促進費

ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じた促進費 (最大12.5%*) を交付 (国費負担50%等)

※ 活用する場合、農家負担を12.5%以下とするガイドラインを適用

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40~50%	10.0%
30~40%	7.5%

⑦畑作等促進整備事業

○産地形成支援事業※1

水稻から畑作物・園芸作物へ一定程度転換する場合、農家負担相当額※2を交付 (全額国費)

- ※ 1 受益地内の全ての農地が水活交付金の交付対象水田から除外
- ※ 2 活用する場合、農家負担を12.5%以下とするガイドラインを適用

要件	助成割合
地区の全体で畑作物・園芸作物を作付け	12.5%